

産油国共同石油備蓄事業費補助金

令和4年度概算要求額 58.0億円（58.0億円）

事業の内容

事業目的・概要

- 石油危機発生時における我が国への優先供給を条件として、産油国の国営石油会社に対して国内の原油タンクを使用するために必要な費用を補助します。
- 本事業は、「エネルギー基本計画」（平成30年7月）において国家備蓄、民間備蓄に次ぐ「第三の備蓄」と位置付けています。
- 本事業により、産油国との関係をより一層強化するとともに、我が国のエネルギーセキュリティをより一層強化します。

成果目標

- 産油国との合意に基づき平成20年度から実施している事業です。
- 緊急時における我が国への優先供給を円滑に実施できるよう、貯蔵原油の効率的な維持・管理を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

産油国
(アブダビ首長国、サウジアラビア王国等)



輸送



日本国内の民間オイル
ターミナルを中継・備
蓄基地として活用
(沖縄・鹿児島等)



販売

緊急時には、
我が国の石油会社
等に優先供給

東アジアのマーケット
(含、日本)